

春日井市敬老会地域開催補助金制度の概要

1 制度の趣旨

多年にわたり、社会に尽くされてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、地域住民の敬老意識の高揚を図るため、地域団体が実施する敬老行事に補助金を交付します。

2 補助対象の地域団体

- (1) 市に届出をしている区、町内会及び自治会
- (2) 市社会福祉協議会の認可を受けた地区社会福祉協議会
- (3) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム
- (4) その他市長が適当と認める団体

※これらの団体等が共催により敬老行事を行なう場合は、一つの団体等とみなします
(共催する団体等が共催する行事について別個に補助金を受けることはできません)。

3 補助対象となる敬老事業

地域団体が開催する敬老会、講演会、レクリエーション、その他の敬老行事です。ただし、対象地域の高齢者の半数以上の者に参加機会を提供する行事とします。

4 敬老行事の参加者

敬老行事を開催するにあたり、より多くの高齢者に参加機会を提供するとともに、高齢者と高齢者以外の地域住民との交流に努めてください。

5 補助金の額

補助事業に要する経費に相当する額以内の額とし、次の表の世帯数の欄に掲げる区分に応じた額を限度として補助します。

世帯数		補助金額
	100世帯以下	20,000円
101世帯 以上	300世帯以下	30,000円
301世帯 以上	500世帯以下	50,000円
501世帯 以上	700世帯以下	70,000円
701世帯 以上	1,000世帯以下	90,000円
1,001世帯 以上	1,500世帯以下	120,000円
1,501世帯 以上	2,000世帯以下	150,000円
2,001世帯 以上	2,500世帯以下	200,000円
2,501世帯 以上	3,000世帯以下	250,000円
3,001世帯 以上		300,000円

6 補助金の使途

- (1) 会場借り上げ代、会場設営費
- (2) アトラクション、講師謝礼
- (3) 敬老祝金、記念品
- (4) 弁当、茶菓子、飲み物など食料費
- (5) 資料やお祝状の印刷費、消耗品費
- (6) 備品購入費
- (7) その他敬老行事の開催に必要な経費

※御祈祷など、宗教的な支出は補助対象外です。

7 申請書類の配布について

敬老会地域開催補助金の提出書類は、いきがい推進課窓口のほか、春日井市ホームページからダウンロードすることもできます。

○市ホームページからのダウンロード方法

敬老会

で検索

8 敬老会地域開催補助金に関する問い合わせ

ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

〔お問い合わせ先〕

春日井市いきがい創生部いきがい推進課高齢者活躍推進担当

電話：85-6176 FAX：83-2297

Email：ikigai@city.kasugai.lg.jp